月	和4年度 公文音用小(7月次足力)					決	定区					条例				
整理番号	請 求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示			否応答拒	1 号			6 号 万		9 号	非開示理由等	所管局部課等
1	R4. 6. 21	R4. 7. 1	上野動物園ゴリラ・トラの住む森油圧 装置その他改修工事(第2期) ・金額入り内訳設計書一式 (諸経費計算書含む)	*		1						1			(第7条第6号) 見積価格の精査過程については、今後の同種の見積りにおい て、見積会社の思惑等により見積価格の高止まりを招くなど、 今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。	建設局 東部公園緑地事務所 工事課
2	R4. 6. 28	R4. 7. 1	・建設省所管国有財産境界確定事務 取扱要領 (財務局用地部 平成2年10月) ・建設局所管公有地境界確認・確定 事務取扱要綱 (建設局総務部 令和3年3月 一部改正)	*	1											建設局 総務部 用度課
3	R4. 6. 23	R4. 7. 6	「道路の延焼遮断効果に係る検討委託 報告書」(平成25年3月)のうち 補助第26号線(大山中央)の測定結果 (延焼シミュレーション)	18	1											建設局 道路建設部 街路課
4	R4. 5. 11	R4. 7. 8	(1) 道路構造物予備設計その2 (3街-国立3・3・15 外 1路線) 設計報告書 (令和4年4月 東京都北多摩北部建設事務所、○○作成) (2) 環境調査基礎資料修正委託 (2街-国立3・3・15 外 1路線) 報告書 (令和3年5月 東京都北多摩北部建設事務所、○○作成)	*		1					1	1				建設局北多摩北部建設事務所工事第一課
5	R4. 5. 11	R4. 7. 8	(1)委託契約書 (令和2年5月27日付 環境調査基礎資料修正委託 (2街一国立3・3・15 外1路線)) (2)設計委託契約書 (令和3年11月26日付 道路構造物予備設計その2 (3街一国立3・3・15 外1路線))	*	1											建設局北多摩北部建設事務所工事第一課

月	H T 干 <i>I</i> 又		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			決'	定区分			(根	拠規	定)	条	例 7	7条			
整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示		否応答拒	1 2 号 号	<u>2</u> ;	3 4 号 号	5 号	6号	7 号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
6	R4. 7. 6	R4. 7. 12	街路築造工事のうち排水管設置工事 (3五一補120八広 I 期) 及び試掘工 事 (第4回設計変更) 設計書類一式	*	1													建設局第五建設事務所工事課
7	R4. 7. 8	R4. 7. 12	新神谷橋長寿命化工事(その2) 工事変更書(第一回設計変更) 設計書類一式	100	1													建設局 第六建設事務所 補修課
8	R4. 5. 31	R4. 7. 14	・令和3年9月 補助第86号線 (赤羽西) 自然環境調査委託 報告書 ・打合せ記録簿 (令和2年8月3日から 令和3年9月30日までのもの) ・令和2年9月 補助第86号線 (赤羽西) 環境局協議資料現地調査 計画書 ・計画概要書 ・令和3年9月 補助第86号線 (赤羽西) 自然環境調査委託 質1回書 ・計画概要書 ・令和3年9月 補助第86号線 (赤羽西) 自然環境保全計画書 ・令和4年3月 補助第86号線 (赤羽西) 地下水調査	*		1			1		1		1				(第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため。 (第7条第6号) 公にすることにより捕獲等を容易にし、都が行う自然環境保全等に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (第7条第2号及び第4号) 特定の個人を識別することができるほか、印影の偽造を防止するため。 (第7条第6号) 公にすることにより、本来の業務目的以外の電話が大量又は無差別に発信されるなど、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (第7条第4号) 印影の偽造を防止するため。	建設局第六建設事務所工事課
9	R4. 6. 20	R4. 7. 19	令和4年度建設局庁有車の任意自動車 保険契約に係る ・保険証券 ・仕様書	17		1					1						(第7条第4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 総務部 用度課
10	R4. 7. 7	R4. 7. 19	境川水系 河川整備計画 東京都区間 治水編 参考資料 平成27年2月 東京都 のうち流下能力表 (1/9)	1	1													建設局河川部計画課
11	R4. 7. 15	R4. 7. 20	橋梁の点検要領(案) 令和3 (2021) 年12月 東京都建設局	*	1													建設局 道路管理部保全課

月	H T T/X					決定	E区	分			(†	艮拠	規定	2)	条例	7条	Z K			
整理番号	請 求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示				否応答拒	1 号			4 号 -					9 킂	非開示理由等	所管局部課等
12	R4. 7. 12	R4. 7. 20	街路築造工事 (3二一補26中央町) 第2回変更 設計書類一式	*	1															建設局 第二建設事務所 工事第一課
13	R4. 7. 8	R4. 7. 20	東日本旅客鉄道赤羽線(埼京線)十条 駅付近連続立体交差事業 構造形式比 較表	*	1															建設局 道路建設部 鉄道関連事業課
14	R4. 7. 11	R4. 7. 21	 ・平成25年度 都市公園利用実態調査委託 報告書 ・平成30年度 都市公園利用実態調査委託 報告書 ・令和元年度 都市公園利用実態調査委託 報告書 ・令和2年度 都市公園利用実態調査委託 報告書 	*	1															建設局 公園緑地部公園建設課
15	R4. 7. 11	R4. 7. 21	 平成28年度 都市公園利用実態調査委託 報告書 平成29年度 都市公園利用実態調査委託 報告書 	*	1															建設局 公園緑地部 公園建設課
16	R4. 7. 11	R4. 7. 21	·30東公工第570号 芝公園園地改修工事 竣工図	*	1															建設局 東部公園緑地事務所 工事課
17	R4. 7. 11	R4. 7. 22	・30建公公第373号 借受国有地に係る利用計画変更の 再変更及び完了について (芝公園19号地 園地改修工事) ・30建公公第112号 借受国有地に係る利用計画変更の 完了について (芝公園19号地 便所改築工事)	*	1															建設局 公園緑地部公園課

月						決定	包宝	分			(札	艮拠:	規定) 🖠	€例	7条	:		
整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	_			否応答拒	1 号			4 号号		3 7		9	非開示理由等	所管局部課等
18	R4. 7. 11	R4. 7. 22	- 29建公公第27号 借受国有地に係る利用計画変更の 完了について (芝公園19号地 樹木剪定伐採工事) - 29建公公第337号 借受国有地に係る利用計画変更の 届出について (芝公園19号地 便所改築工事) - 29建公公第441号 借受国有地に係る利用計画変更の 届出について (芝公園19号地 園地改修工事)	*	1														建設局 公園緑地部公園課
19	R4. 7. 11	R4. 7. 22	 ・28建公公第789号 借受国有地に係る利用計画変更の 届出について (芝公園19号地 樹木剪定伐採工事) ・30建公公第702号 借受国有地に係る利用計画変更の 申請について (芝公園19号地 園地改修工事 第2期) 	*	1														建設局 公園緑地部公園課
20	R4. 5. 27	R4. 7. 26	工事請負契約書 代々木公園サッカー・ホッケー場改修 工事	*		1							1					(第7条第4号) 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある ため。	建設局 公園緑地部 公園建設課
21	R4. 5. 27	R4. 7. 26	代々木公園B地区について、この地区での官または民間、官民の今後、現在計画についての相談、申請などすべての書類					1										当該文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため。	建設局 公園緑地部計画課

	1 41	14平及	ム へ	f用亦(/ 月决足对)																
	₹) 決	定区	分			(根	拠規	記定)	条	例 :	7条				
3	整里番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開部示開	非開示	不存在	否	2 号 号	2 3 号	3 4号号	· 5号	6号	7 号		9 号		所管局	} 部課等
	222	R4. 6. 10	R4. 7. 28	 明治公園整備・管理運営事業 採点表 代々木公園整備・管理運営事業 明記公募整備・管理運営事業 認定公募設置等計画 様式8-1 全体計画 別紙6 修正配置イメージ図 代々木公園整備・管理運営事業 認定公募設置等計画 様式8-1 全体計画 	*	1				1	1		1	1				(第7条第5号及び第6号) 公募選定における採点内駅の詳細であり、公にすることにより、公募事業における選定委員の率直な意見の交換及び意思決定が不当に損なわれ、また、公募事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (第7条第3号、第5号及び第6号) 公募により選定された事業者による企画提案の詳細に関するコメントであり、公にすることにより、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、事業者の競争上又は事業適営上の地位が損なわれるおそれがあることに加え、今後本事業のほか、同種の公募事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることに加え、今後本事業のほか、同種の公募事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることに加え、今後本事業のほか、同種の公募事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (第7条第3号) 公募により選定された事業者による企画提案の詳細であり、公にすることにより、これから開始する予定の事業内容や協力依頼する予定の個人・団体名の使、公表していない達成目標の詳細、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (第7条第3条) 公募により選定された事業者による企画提案の詳細であり、公にすることにより、これから開始する予定の事業内容や協力依頼する予定の団体名の他、公表していない達成目標の詳細、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (第7条第3号) 公募により選定された事業者による企画提案のための街頭インタゼニーにおける回答の詳細であり、特定の個人を識別することができ、また、公表していない企画提答の詳細であり、特定の個人を識別することができ、また、公表していない企画提答の計画であり、特定の個人を識別することにより、「第7条第3号) 公募により選定された事業者による企画提案の詳細であり、公にすることにより、これから開始する予定の面接を協力な報する予定の団体名の他、公表していない違成目標の詳細、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	建設局課公公園課	園緑地部

	14 平及	4	新州小(/月次疋ガ)			· -	/\	-		/ 1	- 16n A			/ - .1			
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部	非不開行	否立	1 号	2	限拠为 3 4 号 号	. {	5 6 号 号	7	,	8	9 非開示理由等 所管局部課等
23	R4. 6. 1	R4. 7. 29	 ・不動産鑑定評価書 (令和2年1月15日付鑑第3592号) ・不動産鑑定評価書 (令和2年1月15日付鑑No. 92126-②号) ・不動産鑑定評価書 (2020年1月15日付鑑第2020-2-2号) 	274		1				1	1 1		1				(第7条第2号及び第4号) 個人に関する情報で、公にすることにより特定の個人を推別することができるため。また、公にすることによって、偽造され犯罪に利用される可能性があるため。 (第7条第4号) 公にすることによって、偽造され犯罪に利用される可能性があるため。 (第7条第4号) 鑑定対象の不影应の評価級の算出に要したた取引事例地の所在地、地積、借地模取引価核、借地検内の路、建物の概要等でなって、取引事例地が個人所有に係る不助定であった場合、公にすることにより、取引事例地で係る特定の個人を識別することができる。又は特定の個人が識別できなくも、公にしていない個人の財産に係る情報が明らかとなり個人の権利利益を書するおそれがあるため。 (第7条第3号) 鑑定対象の不別企の評価級の算出に要した取引事例地の所在地、地積、借地模取引価格、借地検取引合かとなり個人の権利利益を書するおそれがあるため。 (第7条第3号) 鑑定対象の不別企の評価級の算出に要した取引事例地の所在地、地積、借地模取引備係、借地検取引合いまとはの表しているよう、大統領の計算を存在の主による。また、鑑定者の不動産の評価級の情報が明らかとなり、ととなる。また、鑑定者が入地値の知識と経験に基づき算出・抽出したものであり、公にすることにより、当該法人の事業の評価級や信地権割合の算定に係る情報であり、公にすることにより、都の契約事務等に係る情報が明らかとなり、他の対定上の利益又は当事者としての地位を予当に含まらそれがあるため。 (第7条第6号) 鑑定対象の不動産の評価級、及びその算定に係る情報であり、公にすることにより、一般に公表していない個人の財産 関で対象の不動産の評価級、及びその算定の根拠とした地代や契約期間等の土地質 関で対象の不動産の評価級が信地権割合、及びその算定に係る情報であり、これらは選定を行った法人が独自の知識と健康に基づき事は、地出したとのであり、公にすることにより、動変対象の予動産の評価級や信地権割合、及びその算定に係る情報であり、これらは選定を行ったよ人が養の評価級が開からかとなり、数を入り、対することにより、都の対象の評価級や信地権割合、及びその第定に係る情報であり、これらは選定を行ったより、都の対象の評価級や情地権割合、及びその第定に係る情報であり、これらは選定とは、第2条第号) 第27条第6号) 第27条第6号) 第27条第6号 第27条第6号 第27条第6号 第27条第6号 第27条第6号

月				決定区分	(根拠規定)条例7条		
整 理 請 番 年月 号	求 決 定日 年月日	公文書の件名	総枚数	一部開示 計開示 非開示	1 2 3 4 5 6 7 8 9 5 5 5 5 5 5 5 5 5	非開示理由等	所管局部課等

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。 <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
- <公文書の件名>
- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。 <公文書の枚数>
- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。